

大治町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

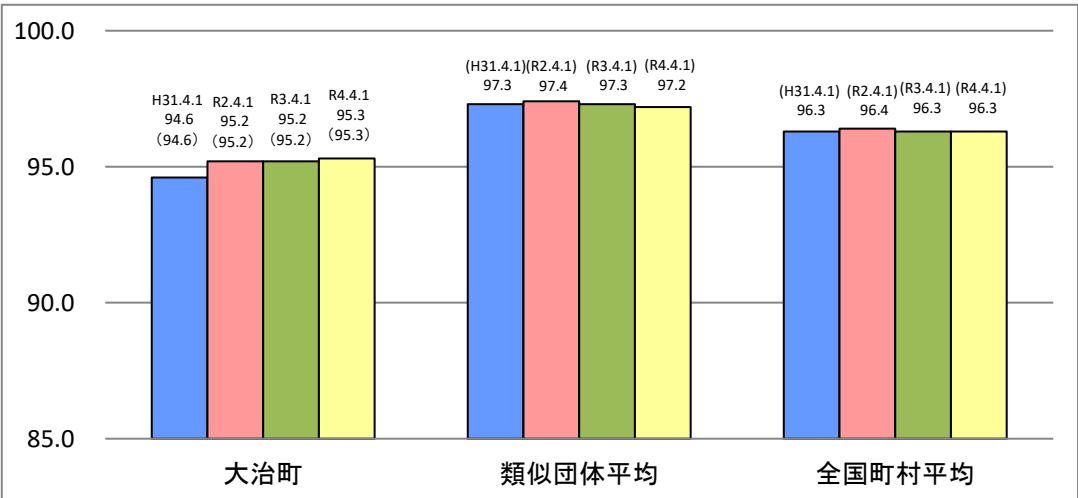
区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
令和3年度	33,024 人	10,770,013千円	593,278千円	1,385,570千円	12.9%	10.1%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和3年度	154 人	510,903千円	147,448千円	211,427千円	869,778千円	5,648 千円	5,730千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期)
平成27年4月1日
(内容)
一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については最大4%引下げる。激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該弾効の支給割合)

(支給割合)国基準6%に対し、大治町においても6%を支給。
(実施時期)平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年度4月1日からは6%を支給。

(参考)

	平成26年度 の 支給割合	平成27年度の 支給割合		平成28 年度の 支給割 合	平成29 年度の 支給割 合	平成30 年度の 支給割 合	令和元 年度の 支給割 合	令和2 年度の 支給割 合	令和3 年度の 支給割 合	令和4 年度の 支給割 合
		4月1日 時点	遡及改 定後							
国基準による 支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
大治町の 支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大治町	38.8 歳	286,945 円	368,562 円	327,279 円
愛知県	41.4 歳	321,678 円	424,650 円	374,797 円
国	42.7 歳	323,711 円	-	405,049 円
類似団体	41.3 歳	303,712 円	368,373 円	337,556 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
大治町	58.2 歳	4 人	220,200円	236,685円	235,135円	—	—	—	—
うち調理員	58.4 歳	3 人	209,433円	225,696円	224,296円	調理士	41.4	277,300円	0.81
愛知県	52.3 歳	190 人	305,078円	365,421円	342,627円	—	—	—	—
国	51.5 歳	2,114 人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	—
類似団体	51.8 歳	7	296,760円	327,900円	315,452円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベースの(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大治町	—	—	—
うち調理員	3,299,618円	3,722,900円	0.89

＊民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30～令和2年度の3ヶ年平均)

＊技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

＊年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(＝時間外手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		大治町	愛知県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	193,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	158,600 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	154,800 円	147,300 円	—
	中 学 卒	141,300 円	135,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	264,300 円	300,400 円	362,100 円	369,600 円
	高 校 卒	245,000 円	212,600 円	— 円	372,100 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	241,100 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

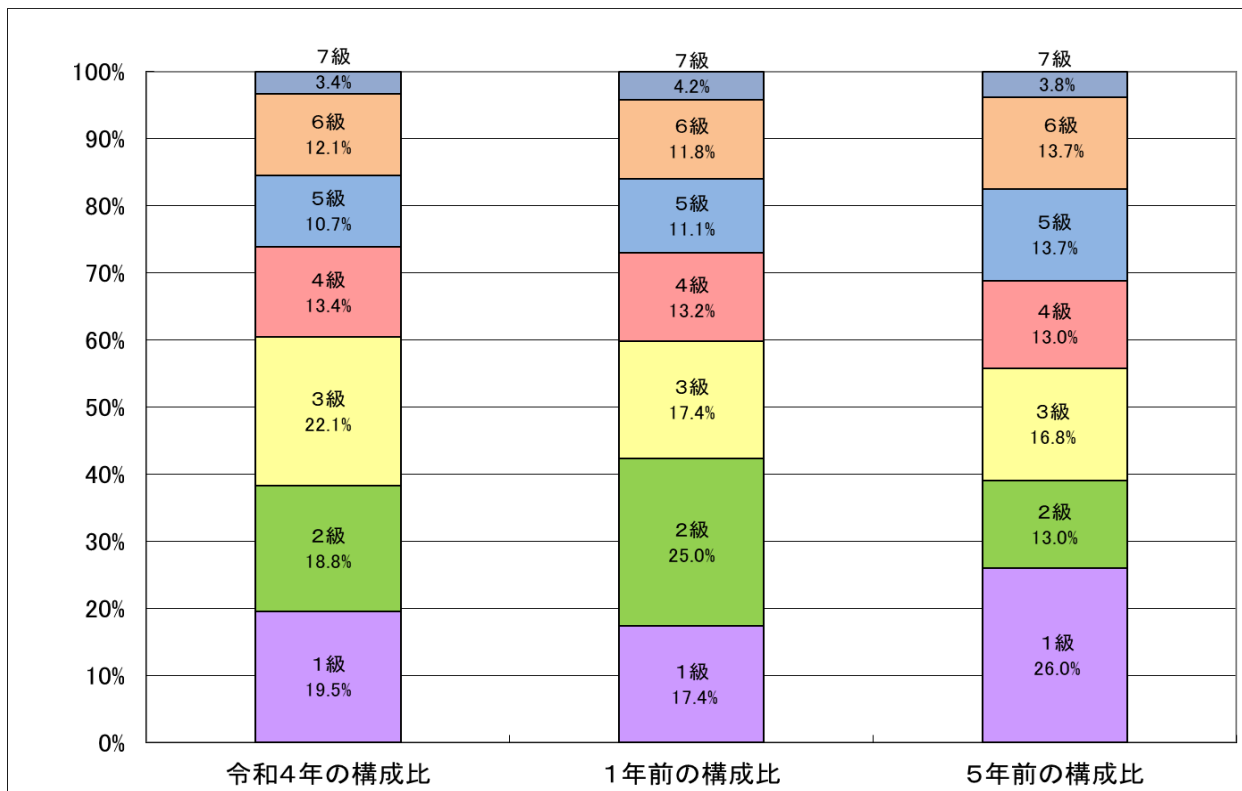
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和4年4月1日現在)

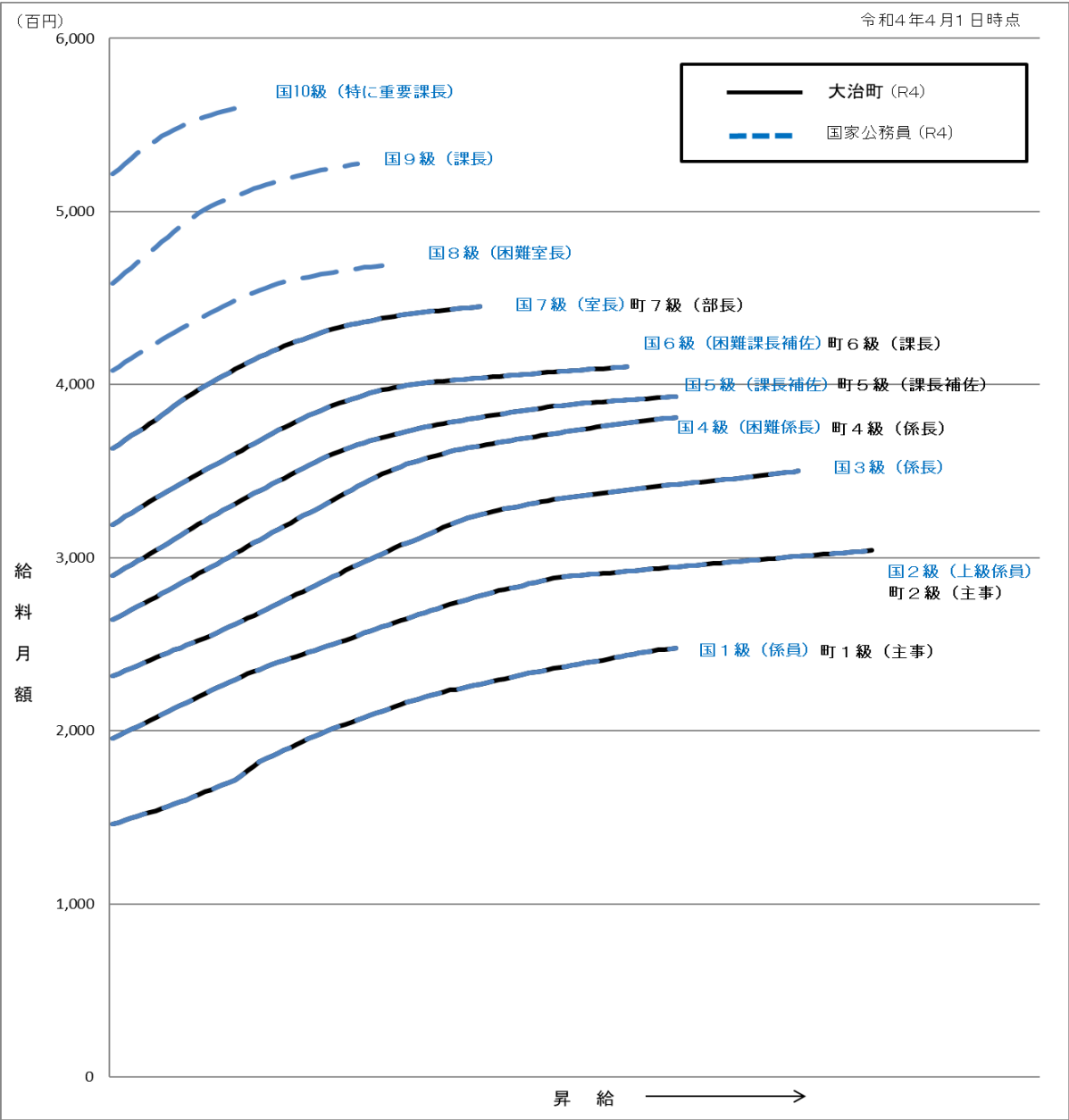
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長、次長	5 人	3.4%	362,900円	444,900円
6 級	会計管理者、課長、所長	18 人	12.1%	319,200円	410,200円
5 級	課長補佐、所長補佐	16 人	10.7%	289,700円	393,000円
4 級	係長、主査	20 人	13.4%	264,200円	381,000円
3 級	主任	33 人	22.1%	231,500円	350,000円
2 級	主事、技師	28 人	18.8%	195,500円	304,200円
1 級	主事、技師	29 人	19.5%	146,100円	247,600円

(注) 1 大治町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和4年4月1日)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(大治町)

令和4年4月2日から令和5年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(大治町)

令和3年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	
上位、標準の成績率					○
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

大 治 町		愛 知 県		国	
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,468 千円		1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,797 千円		—	
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9)月分		(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9)月分		(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

大 治 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
(退職時特別昇給	無	)			
1人当たり平均支給額	10,796千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		37,523 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		202,824 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
大治町	6 %	185 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレス指数			95.3
(ラスパイレス指数)			(95.3)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績	なし
------	----

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	65,788 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	439 千円
支給実績(令和2年度決算)	46,126 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	327 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	◆配偶者 6,500円、 ◆配偶者以外の扶養親族1人につき 子:10,000円 父母等:6,500円 ◆満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算5,000円	同じ		12,974 千円	231,687 円
住居手当	借家・借間(月額16,000円を超える家賃を支払っている場合):家賃の額に応じて月額最高28,000円	同じ		11,640 千円	264,535 円
通勤手当	公共交通機関:全額支給額 55,000円、 交通用具使用(通勤距離2km以上に限る): 距離に応じて2,000円から31,600円	同じ		9,380 千円	70,526 円
管理職手当	◆部長級:74,800円 ◆課長級:59,500円	異なる	職務の級別に定額を支給	19,135 千円	765,408 円
管理職 特別勤務手当	・管理職手当支給職員が休日等に臨時・緊急に勤務した場合 ◆部長級:8,500円 ◆課長級:6,000円 ・管理職手当支給職員が平日深夜0～5時に臨時・緊急に勤務した場合 ◆部長級:4,300円 ◆課長級:3,000円 ・勤務時間6時間超の場合、上記金額×1.50	同じ		484 千円	19,350 円
休日勤務手当	[(給料月額×給料月額に対する地域手当の月額)×12÷{(1週間当たりの勤務時間×52)－(7時間45分×18)}]×(135÷100)	異なる	[(給料月額×給料月額に対する地域手当の月額)×12÷{(1週間当たりの勤務時間×52)}]×(135÷100)	407 千円	16,282 円
宿日直手当	◆勤務1回につき 4,400円	同じ		4,294 千円	35,491 円

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	825,000 円		(参考)類似団体における最高／最低額		
		(円)		920,000 円／	565,500 円	
	副 町 長	705,000 円		760,000 円／	518,500 円	
報 酬		(円)				
	議 長	405,000 円		499,000 円／	252,000 円	
		(円)				
	副 議 長	315,000 円		430,000 円／	202,000 円	
期 末 手 当		(円)				
	議 員	295,000 円		400,000 円／	174,000 円	
		(円)				
退 職 手 当	町 長	(令和3年度支給割合)				
	副 町 長	3.35 月分				
	議 長	(令和3年度支給割合)				
	副 議 長	3.35 月分				
備 考						

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

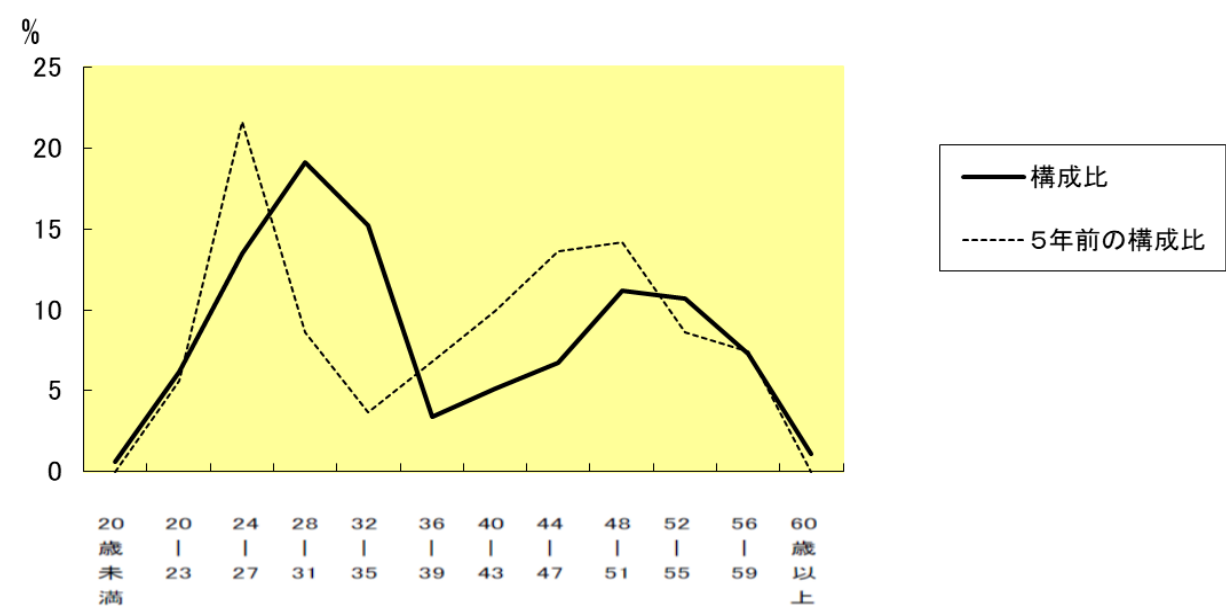
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
普通会計部門	議会	3	3	0	
	総務	38	41	3	防災業務の増加による増員
	税務	18	16	△ 2	欠員不補充
	民生	29	31	2	社会福祉協議会への職員派遣等による増員
	衛生	20	23	3	衛生関連業務の増加による増員
	労働	0	0	0	
	農林水産	2	2	0	
	商工	1	1	0	
	土木	12	12	0	
	計	123	129	6	<参考> 人口1万当たり職員数 38.89 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 51.74 人)
	教育部門	31	28	△ 3	退職不補充
	小 計	154	157	3	<参考> 人口1万当たり職員数 47.34 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 65.84 人)
公営企業等 会計部門	下水道	8	8	0	
	その他	13	13	0	
	小 計	21	21	0	
合 計		175	178	3	<参考> 人口1万当たり職員数 53.67 人
		[206]	[206]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	11人	24人	34人	27人	6人	9人	12人	20人	19人	13人	2人	178人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	117	121	121	123	123	129	12	10.26%
教 育	29	29	29	31	31	28	▲ 1	-3.45%
普通会計計	146	150	150	154	154	157	11	7.53%
公営企業等会計計	16	19	20	21	21	21	5	31.25%
総合計	162	169	170	175	175	178	16	9.88%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。